

海老名市市民活動推進委員会 委員応募要領

海老名市市民活動推進条例第9条に基づき、次のとおり海老名市市民活動推進委員会（以下、「委員会」という。）の委員を募集します。

1 委員会の概要

次の事項について、市長の諮問に応じて調査、研究、審議等を行います。

- (1) 市民活動の推進に関すること。
- (2) 市民活動の施策に関すること。
- (3) 市民活動への支援の適否に関すること。
- (4) 市民活動団体に対する財政的支援に関すること。

2 海老名市市民活動推進補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関する審査

委員会は、市長の諮問に応じ補助金交付要綱に基づく審査申込について、補助の適否を審査します。その際、委員本人、委員の配偶者又は同居の親族が所属している団体で役員になっている場合、当該団体が補助金の審査申込をしたときは、審査を公正に行うため、その委員は審査全体に参加できません。

3 募集期間

令和8年2月2日（月）～3月9日（月）

※月曜日～金曜日の8時30分から17時15分（土日、祝日は除く）

4 応募方法

次の書類を直接、または郵送で海老名市役所市民活動推進課へ提出してください。

- (1) 応募用紙
- (2) 小論文「海老名市の市民活動を推進するために必要だと思うこと」
※ 800文字以内
- (3) 市税納税確認に関する同意書

5 応募資格

委員に応募できる者は、以下をすべて満たす者とする。

- (1) 海老名市内在住で18歳以上（令和8年4月1日現在）の方
- (2) 公職に就いていない方
- (3) 既に海老名市の審議会等の委員を5つ以上兼職していない方
- (4) 海老名市市税条例第3条に規定する市税の滞納がない方
- (5) 年4～5回程度、主に平日開催の委員会に出席できる方
- (6) 年2～3回程度、主に土日開催の補助金交付団体の活動視察に出席できる方

6 任期報酬

令和8年6月1日から令和10年5月31日（2年間）

7 報酬

日額10,000円

※海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条別表第2の規定による。

8 公募人数

2人以内

9 氏名の公表

委員の氏名は公表します。

10 選考方法

書類及び面接により選考し、応募者全員に結果を通知します。

※ 応募時現在、委員会委員として委嘱されている場合は、面接審査は免除となります。